

職員の分限及び懲戒処分、服務、研修の状況

分限及び懲戒処分の状況	分限処分					懲戒処分				
	免職	降任	降給	休職	計	免職	停職	減給	戒告	計
	0人	0人	0人	8人	8人	0人	0人	0人	0人	0人

▶ 職員の服務の状況 全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされており、この趣旨を具体的に実現するために、服務上の制約が課されています。

服務上の制約	内容
法令等及び職務命令に従う義務	職員は、その職務を遂行するにあたって、法令、条例、規則等に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は、その職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉になるような行為をしてはなりません。このような行為を行うことは、公務全体に対する市民の信頼を裏切ることにつながるためです。
秘密を守る義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様です。
職務に専念する義務	職員は、勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責の遂行のために用い、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念しなければなりません。
政治的行為の制限	職員は、特定の政治的活動を行うことが禁止されています。これは、職員の政治的中性の確保の要請及び政治的影響からの職員の保護の必要性に基づくものです。
争議行為等の禁止	職員は、全体の奉仕者として公共の福祉のために勤務するという地位にあることに基づいて争議行為等が禁止されています。
営利企業等の従事制限	職員は、任命権者の許可を得なければ、営利を目的とする私企業を営み、若しくは役員等となり、又は報酬を得ていかなる事業にも従事してはなりません。

職員の研修の状況	研修名	研修者数	内容
	一般研修	160人	管理職員研修、新採用職員研修
	派遣研修	477人	階層別研修、専門研修等
	その他研修	3,915人	人権・部落差別問題啓発研修等

職員の福祉及び利益保護、公平委員会業務の状況

健康管理事業の状況	項目	受診者数	内容
	一般健康診断	707人	一般検診等
	節目検診	309人	HBs抗原・HCV抗体、前立腺、脳疾患、胸部CT、ピロリ菌
	予防接種	171人	保育士、保健師等

公務災害等の発生状況	認定件数	2件	内訳	公務災害 2件	通勤災害 0件

職員互助会事業の状況	名称	会員数	公費負担額	公費負担率	内容
	日田市職員共済会	607人	4,500千円	49.98%	教養文化・体育に関する事業

※公費負担率とは、公費負担額と会員掛金総額の合計額に対する公費負担額の割合を示したものです。

公平委員会の業務の状況	勤務条件に関する措置の要求状況	措置要求件数	0件
	不利益処分に関する不服申立て状況	不服申立て件数	0件

▶ 扶養手当、住居手当及び通勤手当の状況(令和5年4月1日現在)

区分	内容
扶養手当	配偶者、子供などの区分によって扶養親族1人につき6,500円~10,000円
住居手当	持家、借家などの区分によって900円~27,000円
通勤手当	通勤距離及び方法に応じて2,000円~55,000円

▶ 地域手当の状況(令和5年4月1日現在)

区分	内容	支給率			
		福岡市	10%	東京23区内	20%
地域手当	民間における賃金・物価等が高い地域に在勤する職員並びに医師に支給する手当	横浜市	16%	医師	16%

▶ 特殊勤務手当の状況

区分	内容	平均支給月額
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて支給する手当	対象職員1人当たり 4,748円

▶ 時間外勤務手当の状況

区分	平均支給月額
時間外勤務手当	対象職員1人当たり 26,539円

▶ 特別職の給与等の状況(令和5年4月1日現在)

区分	給料月額	期末手当	区分	報酬月額	期末手当
市長	784,800円	6月期 1.525月分	議長	447,000円	6月期 1.55月分
副市長	710,000円	12月期 1.525月分	副議長	393,000円	12月期 1.55月分
教育長	602,000円	計 3.05月分	議員	382,000円	計 3.1月分

※市長は10%の給料の減額措置を実施していますので、減額後の給料月額を示しています。
※期末手当は、加算措置があります。

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況及び休業に関する状況

勤務時間等の状況	勤務時間帯	休憩時間	週休日	休日
	午前8時30分~午後5時	45分	土・日曜日	国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日~翌年1月3日

※職場や職種によっては、上記と異なります。

休暇等の状況	区分	内容	取得状況
	年次有給休暇(※1)	暦年によって20日付与。20日を超えない範囲内の残日数を翌年に繰り越すことができる	9.25日/年(平均)
	介護休暇(※1)	介護を最低2週間以上必要とし、一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内(無給休暇)	0人
	育児休業(※2)	子が3歳に達する日までの期間(無給休暇)	10人

※1 令和4年1月1日~12月31日での取得日数です。上記以外に公務災害休暇、病気休暇及び特別休暇等があります。
※2 令和4年度中に新たに育児休業を取得した人数です。